

福井海区漁業調整委員会会議次第（第22期第12回）

- 1 日時 令和5年3月10日（金） 13時30分～15時00分
- 2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール
- 3 出席者
（会長）小林 利幸 （会長代理）鈴木 聖子 （委員）子末 とし子、
濱出 征勝、木邑 康和、森 修、櫻木 忍、高橋 武一、小西 昌弘、
後藤 正邦、常廣 正範、平内 真澄
（事務局）石田 敏一、石本 健治、西口 智則、児玉 晃治、長島 拓也
柘植 卓実

4 副部長（水産）挨拶

5 議題

（1）諮問事項

- ・令和5管理年度福井県知事管理漁獲可能量の設定について

（2）報告事項

- ・令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- ・漁場計画（素案）について
- ・令和5年度漁期あなごかご漁業の承認件数について

（3）その他

6 議事録署名委員指名

小林会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名員を指名いたします。本日の議事録署名員は、小西委員と平内委員をお願いいたします。

7 議 事

小林会長：それでは、諮問事項について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：事務局から諮問事項について説明をさせていただきます。

今回の諮問事項は、令和5管理年度福井県知事管理漁獲可能量（するめいか）の設定についてです。

漁獲可能量について説明をさせていただきます。

漁獲可能量とは、水産資源の保存及び管理のため1年間に採捕することができる数量の最高限度として、令和2年12月1日に施行された改正漁業法で定められる数量となっております。

この漁獲可能量のうち、国は「資源管理基本方針」に即して、都道府県に配分する数量（こちら都道府県漁獲可能量）を定めて、水産政策審議会に意見を聴いた上で都道府県へ通知をしております。

国から都道府県漁獲可能量が示されると、県はその県で定めている「資源管理方針」に即して、知事管理部分に配分する量（知事管理漁獲可能量）を設定し、漁業調整委員会に意見を聴いた上で国へ承認申請するということになっております。

今回、知事管理漁獲可能量の設定を行うのはするめいかであり国から令和5管理年度におけるするめいかの福井県漁獲可能量が通知されております。

次のページを御参照ください。

次のページは、農林水産大臣から福井県知事宛てに送付された都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知となっております。

福井県はすけとうだらについては配分がないため、するめいかのみ配分がされております。

農林水産大臣より定められた都道府県別漁獲可能量について、するめいかは現行水準、基本シェアの0.20%、すなわち国全体のうち何%を占めるかという数値が0.2%となっております。

現行水準として、福井県の目安数量を138トンと定めております。

再度1ページ目、御覧ください。

ただいま説明させていただきましたが、福井県漁獲可能量、するめいかについては現行水準ということで通知をされております。

現行水準は国全体の漁獲量の80%を構成する漁獲量上位に該当しない都道府県に対する割当てとなっており、福井県は漁獲量の80%を構成する漁獲量上位に該当しない都道府県であるため、現行水準となっております。

知事管理漁獲可能量は福井県が定めている「資源管理方針」において定めている知事管理区分ごとに設定を行うため、福井県するめいか沿岸漁業に全量配分するという福井県資源管理方針に即し、今回、福井県するめいか沿岸漁業に現行水準として知事管理漁獲可能量の設定を行いたいと考えております。

こちらの内容について福井県知事から諮問が来ていますので、読み上げをさせていただきます。

資料3ページ御覧ください。

それでは、読み上げさせていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）。

みだしのことについて、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

次のページ御覧ください。

こちら、諮問別紙となっております。

別紙の内容について、ただいま説明させていただいたするめいかに関する令和5年管理年度——こちら令和5年の4月1日から令和6年3月31日までの期間ですが漁業法第16条第1項に掲げる数量は、するめいかの知事管理漁獲可能量を福井県するめいか沿岸漁業に対し、現行水準として定めるという旨の諮問となっております。

以上で諮問事項について説明を終わらせていただきます。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がございましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

なければ、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

それでは、諮問事項については以上といたします。

それでは、報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：続いて、報告事項1つ目について説明をさせていただきます。

報告事項1つ目令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について説明をさせていただきます。

今回の漁獲可能量変更の経緯についてですが、水産庁が主体で実施している都道府県間のくろまぐろの融通要望調査について、福井県から大型魚から小型魚への交換を3.3トン、小型魚の譲受10トンの要望を出しております。

結果として、交換は要望どおり実施され、小型魚が3.3トンの増、大型魚が3.3トンの減となっております。

譲受について10トンで要望を出しておりましたが、ほかにも要望する府県が多いことから、配分可能な数量を要望数量で案分して、各県に配分をされております。

福井県は10トンということで要望していましたが、按分された結果、0.9トンを譲受されており、県定置の留保へ追加をしております。

2ページ目御覧ください。

こちら、農林水産大臣から福井県知事宛てのくろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更通知となります。

記載のとおり、今回の融通により、くろまぐろの小型魚が43.1トン、計4.2トンの増、くろまぐろの大型魚が18.6トン、計3.3トンの減ということで通知を受けております。

再度資料1ページをご覧ください。

まず、くろまぐろ（小型魚）の数量について、現在、福井県定置漁業と福井県漁船漁業、県の留保枠の3つの枠で管理をしており福井県の定置漁業に36.1トン、福井県の漁船漁業に0.4トン、県の留保枠として2.4トン、合計38.9トンと定めております。

水産庁からの変更により、福井県の定置漁業に1.8トン、県の留保枠に1.5トン、そして譲受分の0.9トン、計4.2トンの増となり、福井県定置漁業が37.9トン、福井県漁船漁業がそのまま0.4トン、県定置の留保枠が4.8トンに変更となっております。

続いて、くろまぐろの大型魚ですが、福井県の定置漁業が現行で19.5トン、福井県の漁船漁業が0.1トン、県定置の留保枠が2.3トン、合計21.9トンとして定めており3.3トンの減となり福井県の定置漁業が17.7トン、福井県漁船漁業がそのまま0.1トン、県定置の留保枠が0.8トン、計18.6トンに変更となっております。

県の定置留保につきまして、全量を定置漁業に今後配分していくことし、今後県の定置協会と相談をさせていただき、各漁協や定置網の消化状況に応じて配分する予定をしております。

資料3ページ目御覧ください。

こちら、変更後の数量であり、福井県のホームページ等で掲載する数量となっております。

くろまぐろ（小型魚）およびくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度の期間における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、くろまぐろの小型魚について、知事管理漁獲可能量を福井県定置漁業42.7トン、漁船漁業0.4トンと定めております。

次に、くろまぐろの大型魚ですが、福井県定置漁業に18.5トン、漁船漁業0.1トンと定めております。

以上で報告事項について説明を終了させていただきます。

小林会長：ただいま事務局から説明がございましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

何かございませんか。

事務局：事務局から補足です。

本来ならするめいかと同様、諮問事項にも該当しますが、前回の会議の際に、くろまぐろの漁期が3月の末で終わるということで、この追加の配分が来た際には、諮問が間に合えば諮問させていただきますが、漁期の後半になり間に合わない場合は、変更の上、報告させていただきたいということでお話しさせていただいており、今回、くろまぐろが大量に来遊してきているような状況を踏まえ、急遽変更が必要だということで、今回、報告とさせていただきます。

委員：くろまぐろの変更した分は、まだ残量はあるのですか。

事務局：現在、小型魚の消化率が76%、大型魚の消化率が70%になっています。

県定置の留保については、県定置協会と協議して各漁協に配分しようと相談しており、協議が済み次第、速やかにお知らせ致します。

委員：これは3月いっぱいまでですね。

事務局：3月のいっぱいまでです。

委員：今、配分が足りない状態で四苦八苦しているため早急に配分してほしい。各漁協も一緒だと思うためなるべく早く検討してください。

事務局：はい、分かりました。

小林会長：ほかに何かございませんか。

次の報告事項について、事務局より説明お願いいたします。

事務局：それでは、事務局から報告事項2つ目、漁場計画（素案）について説明させていただきます。

まず、漁場計画（素案）について、今回の報告経緯についてお話をさせていただきます。

まず、漁業法の第64条に「都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他利害関係人の意見を聴かなければならない。」と漁業法に定められております。

福井県では3月2日から3月16日の期間で県民パブリックコメント制度実施要領に基づいて、こちら別添の資料（資料3-2から3-4）を公開し、利害関係人から意見聴取を行っております。期間内に聴取した意見については県から回答を行って、必要があれば漁場計画の素案に反映をしていく予定です。

また、今後、県内の各漁協に対して意見聴取を実施し、そちらの内容についても素案に反映をさせていく予定となっております。

今後の直近スケジュールですが、3月の下旬、利害関係人及び漁協の意見を必要に応じて反映した漁場計画の案を県から諮問させていただく予定となっております。

4月の月上旬から中旬に漁場計画の案について公聴会を開催し、利害関係人か

らの意見聴取を実施する予定です。その後、必要に応じて漁場計画の案へ公聴会の意見を反映させていただきます。

4月下旬に再度、海区調整委員会を開催し、3月下旬に行った諮問に対する答申を行います。

続いて、資料3-2御覧ください。

こちら、福井県で行っています県民パブリックコメント制度実施要領に基づいた資料の一部となります。

～「福井海区漁場計画（素案）」～に関する御意見の募集ということで、募集内容の概要等を記載しております。

2ページ御覧ください。

意見聴取を行うとする利害関係人を明記しております。

漁業を営む者、漁業を営もうとする者、漁業協同組合等漁師の方、漁業関係者の方はもちろんですが、遊漁を行う者、遊漁などとして、海面を利用する釣り客等も利害関係人としています。

資料3-3御覧ください。

福井県海面漁場計画の素案となっております。

表紙が今回の漁場計画の内容の概要となっており、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の内容を添付しております。

更新について、まず共同漁業権ですが、

共第1号、13号、51号は、漁場区域の調整を行っております。

共第2号につきましては、雑魚小型定置漁業および磯刺し網漁業の操業時期の変更を行っております。

共第1号、8号、10号から30号まで、こちらには、えむし漁業の削除を行っております。

共第7号、8号、30号は、雑魚小型定置漁業の削除を行っております。

共第18号は、あわび漁業、さざえ漁業、とこぶし漁業、ばい貝漁業、かき漁業、うに漁業、なまこ漁業、たこ漁業、もずく漁業等の第1種共同漁業権の設定をしております。

共第27号は、ほんだわら漁業の追加をしております。

定置漁業権は、一部の定置網において、今の航空写真を基に再度位置の設定をし直して、漁場区域の調整を行っております。

区画漁業権につきましては、漁業種類の変更ということで、「魚類小割式養殖」「藻類垂下式養殖」等の名称に変更を行っております。

こちらの素案では、漁場の区域の点について緯度経度で決めておりませんが、各漁協等へ照会する際には、案の段階で緯度経度の表記に定める予定をしております。

次のページ御覧ください。

次に、今回、新規の漁業権ですが、区画の第2号、区画の第82号を新規として漁場計画に定めております。

存続期間ということで、共同漁業権、そして区画漁業権、この中でも真珠養殖業と網仕切り式養殖業については10年間。こちら令和15年の8月31日まで。

定置漁業権、区画漁業権は5年間。こちらは令和10年の8月31日までということで期間を設けております。

免許の予定日、令和5年9月1日からということで現在進めているところです。

資料3ページ目以降に共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権、それぞれの各内容について詳細を記入しておりますが、時間の都合上説明を割愛させていただきます。

資料3-4を御覧ください。

こちら、資料3-3で定める各漁業権の漁場図となっております。

漁場図の内容が素案の番号と対応していないことから、表紙のとおり、区域図の番号と素案の番号の対応表をつけております。

次のページでは、各漁業権の区域及びそれに対する番号が記入されておりますので、説明のほうは割愛させていただきますが、再度御確認いただければと思います。

以上で報告事項2つ目、漁場計画（素案）について説明を終了させていただきます。

小林会長：ただいま事務局から説明がございましたが、御質問、御意見ございませんか。

何かございませんか。

なければ、次の報告事項に進みたいと思います。

事務局、よろしく願いいたします。

事務局：それでは、報告事項3つ目、あなごかご漁業承認隻数の推移ということで説明をさせていただきます。

福井海区漁業調整委員会の承認漁業の一つとしてあなごかご漁業がありまして、その承認を事務で行っておりますので、令和5年度の承認隻数について事務局から説明をさせていただきます。

令和5年度ですが、県内の各漁協に照会かけましたところ、7つの漁協からあなごかごの承認申請があり、雄島漁協2つ、河野村漁協7つ、美浜町漁協7つ、若狭三方漁協6つ、小浜市漁協2つ、大島漁協1つ、若狭高浜漁協3つで申請がきており、全て承認を出しております。

承認件数が合計28件と、令和4年度、昨年と同じ数量で承認を出しております。

す。

次のページ御覧ください。

福井海区漁業調整委員会指示第3-6号で、あなごかご漁業の承認について定めております。

第4番、操業承認区域ですが、今回承認を行う際に承認に記載をしており、承認を受けた者は、この区域の中で操業を行うようにと指示しております。

また5番、制限または条件ですが、使用するかごの数は、1隻につき200個を超えてはならない。漁具の両端には、旗および灯火を設置し、旗には船名と漁業協同組合名を記さなければならない。3番、区画漁業権の漁場内および定置漁業の保護区域内で操業してはならない。4番、第4で規定するかご操業承認区域のうち、別表に定める海域においては、周年操業してはならない。という内容についても承認証に記入し、申請者には必ず守っていただくようにとお伝えをしております。

4番の別表について、表の中に定める区域においては周年操業してはいけないということになっており資料最後のページ、操業海域図に記載されている敦賀半島の周辺、トーグリ、大グリ、嶺南海域において周年操業してはならないということで定めております。

以上、あなごかご漁業承認の隻数について報告を終了させていただきます。

小林会長：ただいま説明が終わりました。事務局からの説明が終わりましたので、何か御質問、御意見ございませんか。

なければ、報告事項については以上といたします。

その他で何かございませんか。

森 委員：どんな質問でもいいんでしょう。

小林会長：はい。

森 委員：まぐろの県保留分ですが増やすことはできないのか。そうしなければ500キロオーバーした時点で超過する。例えば、大型魚の腹割りにより、300キロ、400キロの変動はある。

そのため、県がもう少し保留分を保持し、各地区で生じた超過分は県の保留分で対応するということはできないのか。

そうすると、県の保留分をある程度移行しておいたほうが各漁業協同組合は安心すると思います。

事務局：資源管理方針で1割を県の留保に入れるということになっています。

変前まで1割を県の留保で持っていましたが、これを県の定置分ということでも知事管理漁獲量を示さないと定置に使えないということになるため、今回、漁期の終盤に差し掛かったことから、県の留保分は定置漁業分として使える状態にしているということです。

その留保分を残しておいて使わないというのが一番無駄なので、県定置と相談して、その県の留保分を使えるような状態に今したというような状況です。

森 委員：定置は超過を防ぐため、もし5、60キロ残っていても水揚げをやめるため、最終的にその分が残ってしまうため県の枠をもう少し保有してもらおうと、超過し分を県の枠で充ててもらえることができる。

事務局：県の留保分を全量配ってしまうのか、県の留保分として持っておくのかについて県定置と相談して決めたいと思います。

県定置のほうにはその旨お伝えしようと思います。

森 委員：もっと早く3月に入った時点ですべき。来年からは、3月に入った時点で検討して下さい。お願いします。

事務局：県の留保を定置なり沿岸漁業に組み込むか、そのタイミングについては早く対応すべきということで承りました。

森 委員：お願いします。余ったということにならないように。

後藤委員：資料2について農林水産省からの都道府県別漁獲可能量の変更通知が3月1日できていますが今日はもう10日で、既に決定済みということで報告いただいています。実際のところ、今日報告いただいた内容というのは、3月何日付で決めて運用をしているのですか。

事務局：資料にあるように、1日付で大臣から来ていますが、これを受けて県で県定置の組合と協議し回答する。回答した時点でさらに国から、このように決めましたという通知が来るため、文章が2往復する。そうすると、やはり時間がかかる。

例えば最初の通知を郵便ではなく、メールにする等工夫はできるのかと思いますので、水産庁あるいは県定置協会と早め早めに協議させていただき、少しでも早く配分できるように努力させていただきたいと思います。

後藤委員：最近の郵便事情で翌日、翌々日になかなか届かないということもあり、そこで2日、3日のロスというのは大きいと思いますので、この点については改善を図っていただきたい。

ただ今、県としては最大限努力していただいた受け取りました。

小林会長：何かほかにございませんか。

森委員：この海面計画の資料3-3ですが、「わかめ」が1月から12月31日までと書いてある。しかし、実際は禁漁期間があると思うがこれは県の条例か、それとも各地区の条例か。

事務局：今、お手元にある共同漁業権の表の中にある敦賀地区のわかめですが1月1日から12月31日までという期間は県が定めています。

その中で何月から何日までという期間は漁協がそれぞれ決める漁業権行使規則の中で定めています。

森委員：分かりました。ありがとうございます。

事務局：あわびとさざえについては、調整規則でも整理しています。

事務局：漁業権の行使規則も9月1日の漁業権の更新の際に、あわせてその新しい漁業権に対する行使規則を同時に認可することになります。

森委員：またそのときには相談に乗ってください。お願いします。

事務局：補足です。漁業権行使規則総会にかけて特別決議が必要になります。

森委員：総会でないといけないのか。

事務局：その通りです。臨時総会になり、負担かかりますが、漁業権の趣旨上、組合員皆様が内容を知っているということが趣旨になるため臨時総会で丁寧に組合員さんに説明されたほうがいいのかと思います。

森委員：そのときはまた県に相談します。

小林会長：ほかに何かございませんか。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。海区漁業調整委員会、今回12回目ということで、漁業法の改正に伴って諮問される内容も多くなっているということだろうと思いますが、もう一回、13回目があるということで、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これで本日の調整委員会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。